

定期講習の受講について

<一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習>

建築士法の規定により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。

改正建築士法の施行日(平成20年11月28日)において建築士試験に合格しており、施行日において現に建築士事務所に所属していた建築士及び施行日から平成24年3月31日までに建築士事務所に所属した建築士は、初回の定期講習を平成24年3月31日までに受講しなければなりません。

また、平成21年3月31日までに定期講習を受講した建築士も、2回目の定期講習を平成24年3月31日までに受講しなければなりません。

定期講習が未受講の場合、懲戒処分の対象となり、未受講の期間が長期にわたる場合は、業務停止、免許取消となることがあります。

<構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習>

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。

これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。

平成20年度に構造/設備設計一級建築士講習を修了し、その後構造/設備設計一級建築士となつた方は、平成24年3月31日までに、定期講習を受講しなければなりません。

この定期講習が未受講の方は、一級建築士としての懲戒処分の対象となり、未受講の期間が長期にわたる場合は、業務停止、免許取消となることがあります

なお、申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

<登録講習機関一覧>

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(財)建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.jaeic.or.jp/
株日建学院	一級、二級	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001-2.com/
株総合資格学院法定講習センター	一級、二級	http://www.shikaku-center.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bv.jc.com/
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/
株ERIアカデミー	一級、二級	http://www.a-eri.co.jp/
株確認サービス	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/

業務報告書の提出について

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所の開設者に対し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、設計等の業務に関する報告書（業務報告書）の提出が義務付けられています。

報告書を提出しなかった場合、あるいは虚偽の記載をして報告書を提出した者は、建築士法第41条により、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

また、都道府県の指導等にも関わらず未提出の場合には監督処分の対象となります。

未提出の業務報告書（平成19～22年度分）がある場合は平成24年3月31日までに提出して下さい。提出先につきましては、事務所所在地の都道府県等にお問い合わせください。

なお、業務報告書の第三面にある「所属建築士名簿」には、当該事業年度内に建築士事務所に属した全ての建築士を記載してください。管理建築士も建築士事務所に属している建築士となるので報告書に記載してください。所属建築士名簿に記載のない建築士は、業として設計・工事監理等を行うことはできません。

改正建築士法に関する情報、関連のQ&Aは、以下のホームページをご参照ください。

一般社団法人 新・建築士制度普及協会 <http://www.icas.or.jp/>